

# 金沢美術工芸大学教員資格審査会設置要綱

平成 22 年 6 月 3 日  
要綱第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、教育研究審議会が行う教員の人事に関し、その資格審査等を行うにあたり、教育研究審議会の下部組織として、教育研究審議会委員及び教授会を代表する者からなる教員資格審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項等)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項の審査等を行う。

- (1) 教員の採用、昇任等の資格審査
- (2) 教員評価の素案の検討
- (3) その他教員の資格審査に関すること

(組織)

第 3 条 審査会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 教育研究審議会委員から学長が指名する者 2 人
- (3) 教授会から選出された者 9 人以内

(委員及び補充委員の選出方法)

第 4 条 前条第 3 号に掲げる委員は、教授会及び研究科委員会の構成員の無記名投票により選出し、専攻等ごとの最多得票者をもって充てる。この場合において、専攻等ごとの最多得票者が複数のときは、抽選で決定する。

- 2 前項に掲げる投票における被選人名簿には、選考開始の時点における教授を全員登載する。ただし、委員の任期中に定年年齢に達することとなる教授は登載しないものとする。
- 3 第 1 項に規定する専攻等とは、日本画、油画、彫刻、芸術学、ホリスティックデザイン、インダストリアルデザインの各専攻、工芸科、一般教育等及び美術工芸研究所とする。
- 4 前各項の規定に基づき選出された委員に事故があるとき又は欠けたときの補充の委員の選出については、教授会で決定する。

(委員の任命)

第 5 条 委員は、学長が任命する。

(任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、第 4 条第 4 項の規定による補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の長等)

第 7 条 審査会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、必要に応じて審査会を招集することができる。

(意見の聴取)

第 8 条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の委員以外の者を審査会に出席させ、意見を聞くことができる。

(報告)

第 9 条 委員長は、審査会の審査結果を速やかに教育研究審議会に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告を受けた教育研究審議会は、その内容を審議し決定した後、速やかに教授会に報告するものとする。

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱に基づき最初に選出される委員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 3 条及び 4 条の規定は、改正後最初に行う委員の選考から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 3 条及び 4 条の規定は、改正後最初に行う委員の選考から適用する。